



〈平成 30 年 8 月から〉70 歳から 74 歳の方の医療費の自己負担の上限額が上がります

高額療養費制度は、家計にたいする医療費の自己負担が過重なものとならないよう、医療費に自己負担を軽減する仕組みです。(入院時の食費負担や差額ベッド代、先進医療等は含みません)

負担能力に応じた負担を求めるといふことで、平成 29 年 8 月診療分より、現役並み所得者の外来(個人ごと)一般所得者の外来(個人ごと)及び外来・入院(世帯)の自己負担限度額が引き上げられました。

平成 29 年 8 月診療分から 30 年 7 月診療分までの自己負担上限額 (月額)

被保険者の所得区分		自己負担限度額	
		外来(個人ごと)	外来・入院(世帯ごと)
現役並み	年収約 1160 万円～ 標準報酬月額 83 万円以上 課税所得 690 万円以上	57,600 円	80,100 円+(医療費-267,000 円)×1% 〈多数回:44,400 円 ※2〉
	年収約 770 万円～約 1160 万円 標準報酬月額 53～79 万円 課税所得 380 万円以上		
	年収約 370 万円～約 770 万円 標準報酬月額 28 万円～50 万円 課税所得 145 万円以上		
一般	年収 156 万円～約 370 万円 標準報酬月額 26 万円以下 課税所得 145 万円未満(※1)	14,000 円 [年間上限 14 万 4,000 円]	57,600 円 〈多数回:44,400 円 ※2〉
低所得者	Ⅱ 住民税非課税世帯	8,000 円	24,600 円
	Ⅰ 住民税非課税世帯 (年金収入80万円以下など)		15,000 円

平成 30 年 8 月診療分からの自己負担上限額 (月額)

被保険者の所得区分		自己負担限度額	
		外来(個人ごと)	外来・入院(世帯ごと)
現役並み	年収約 1160 万円～ 標準報酬月額 83 万円以上 課税所得 690 万円以上	252,600 円+(医療費-842,000)×1% 〈多数該当 140,100 円 ※2〉	
	年収約 770 万円～約 1160 万円 標準報酬月額 53～79 万円 課税所得 380 万円以上	167,400 円+(医療費-558,000)×1% 〈多数回:93,000 円 ※2〉	
	年収約 370 万円～約 770 万円 標準報酬月額 28 万円～50 万円 課税所得 145 万円以上	80,100 円+(医療費-267,000)×1% 〈多数回 44,400 円 ※2〉	
一般	年収 156 万円～約 370 万円 標準報酬月額 26 万円以下 課税所得 145 万円未満(※1)	18,000 円 [年間上限 14 万 4,000 円]	57,600 円〈多数回:44,400 円 ※2〉
低所得者	Ⅱ 住民税非課税世帯	8,000 円	24,600 円
	Ⅰ 住民税非課税世帯 (年金収入80万円以下など)		15,000 円

【お問い合わせ】 エフコープ 組合員活動部内 LPA活動事務局

TEL: 092-947-9003 FAX: 092-947-9192